

三重県への来県延期協力金（遊漁船業）申請概要

概要

- 対象事業者： 県内に営業所のある遊漁船業の適正化に関する法律の登録事業者
※4月20日以前に登録、開業しており、営業の実態がある事業者であること
- 対象期間： 4月20日（月）から5月31日（日）
- 支給金額： 予約延期・キャンセルした件数：1件あたり6千円
（ただし、予約を受け入れないために自主休業を行っている場合は、自主休業した日数に6千円を乗じた額で算定できる。） 1事業者あたり12万円を上限とする。
※「宿泊予約延期協力金」及び「感染症拡大阻止協力金」との重複受領はできません。

申請方法

- 申請： 郵送のみ
（※新型コロナウイルス感染拡大防止のため持参による提出は一切受け付けません）
- 申請期間： 5月中旬から6月30日まで（消印有効）
- 必要書類：
① 申請書
② 予約延期・キャンセル数を証明する書類（ex. 予約管理台帳、インターネットの予約管理画面等）または自主休業を証明する書類（ex. インターネットの休業掲示画面、地域団体の申し合わせ書面）
③ 本人確認書類の写し
④ 口座登録申請書
⑤ 通帳の写し
⑥ 遊漁船業の適正化に関する法律に基づく登録標識の写し

※詳細な様式等は、5月15日までに三重県HPに掲載します。
※この協力金は、補正予算が県議会で可決された場合に実施します。

問い合わせ先：三重県への来県延期協力金相談窓口
（9：00～17：00 土日祝日除く）
電話：059-224-2778